

令和 3 年度 渡嘉敷村職員住宅整備事業  
提案募集要項

令和 4 年 2 月 3 日

## 概要

1、事業名：令和3年度 渡嘉敷村職員住宅整備事業

2、発注者：渡嘉敷村（以下、「村」という。）

<担当>

総務課（土地係）

〒901-3592 沖縄県島尻郡渡嘉敷村字渡嘉敷 183 番地

電話 098-987-2321 FAX 098-987-2560

## 3、事業の目的

村の指定する土地に渡嘉敷村職員住宅（以下、「施設」という。）を、事業契約に基づき設計、建設を行う。

## 4、業務の内容

本公募により提案が採用された応募者は、その提案に基づき発注者との調整を経て、施設の設計・建設を行う。

## 5、業務の範囲

応募者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 設計及びその関連業務
- (2) 建設及びその関連業務
- (3) 工事監理業務
- (4) 官庁その他への手続き及び関連業務

## 6、募集方法

公募型プロポーザル方式によるものとする。

## 7、募集する内容

事業契約にあたって、次の項目について提案を募集する。

- (1) 設計・建設の計画案
- (2) 事業費

## 8、施設の引渡し

令和4年8月末日を目途に、村に引渡す。

## 9、事業の基本条件

### (1) 事業期間

契約予定日 : 令和4年2月24日

設計業務 : 契約締結から令和4年3月末日まで（令和3年度中）

建設業務 : 令和4年8月末日までに建設し引渡（令和4年度へ繰越し）

### (2) 施設の所有権

施設の所有権は建物完成検査後に本村へ移転する。

### (3) 施設整備内容

施設整備の詳細については、「資料1 施設整備概要書」を参照とする。

事業費の支払い

### (4) 契約額の40%を前払いできるものとし、残額は引き渡し後に支払うものとする。

### (5) 事業費の総額について

提案する事業費は¥30,000,000-（税込）を上限とする。

### (6) 官庁諸手続き

事業に関する各種申請、届出に要する費用は全て事業者の負担とする。

### (7) リスク分担

リスク分担については、「IVリスク分担表」を参照すること。定めのないリスクについては、双方の協議により定めるものとする。

## 10. 建設場所の概要

(1) 所在地 沖縄県島尻郡渡嘉敷村字渡嘉敷 267 番地

(2) 敷地面積 167 m<sup>2</sup>

(3) 土地の所有者 村が私有地を賃借

(4) 建設場所 「資料2 敷地の概要」による

## II 応募者の募集及び選定のスケジュール

### 1. 企画提案参加申込書の提出

日 時： 公募開始から令和 4 年 2 月 9 （水） 15 時まで

場 所： 渡嘉敷村役場 総務課

※企画提案参加申込書(様式 1)に必要書類を添えて持参にて提出すること。

※参加を辞退する際には、速やかに辞退届(様式 5)を提出すること。

### 2. 質問書の受付と回答

受付日時：令和 4 年 2 月 9 日 （水） 15 時まで

※質問は、質問書（様式 2）をメール又は fax にて提出すること。

※質問者は、メール又は fax 送信後、電話にてメール着信の確認をとること。

※筆問内容及び回答は全参加申込者に通知する。

### 3. 企画提案応募書類の提出期限

日 時： 令和 4 年 2 月 17 日（木） 15:00 まで

場 所： 渡嘉敷村役場 総務課 ※持参にて提出すること。

### 4. 企画提案プレゼンテーション・選定について

提案の審査は、「企画提案参加意思表明書」の提出のあった者から提出された提案書によるプレゼンテーションの後、評価することとし、最も優れていると考えられる提案を選定する。

(1) 日 時 令和 4 年 2 月 18 日（金） 13:00～

(2) 場 所 渡嘉敷村役場庁舎 2 回大会議室

### 5. 審査結果の通知・公表日

令和 4 年 2 月 21 日（月）

※審査の結果は、すべての事業者に対して文書にて通知する。なお、審査結果に対する異議等は一切受け付けない。

### 6. 契約等について

選定事業者とは速やかに事業契約を締結する。

### III 応募条件等

1. 本プロポーザルに応募出来るものの条件は、次のとおりとする。
  - (1) 沖縄県内に本店・支店または営業所を有する者であること。
  - (2) 建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行なっている者であること。
  - (3) 建設業法第3条第1項の規定に基づく、建築一式工事において、特定建設業の許可を受けている者であること。
  - (4) 渡嘉敷村工事入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
  - (5) 契約の相手方が、本提案と同等以上の建設実績があること。
  - (6) 次に掲げる要件をすべて満たしていること。
    - ① 参加申込書の提出期日において地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び、同条第2項の規定に基づく渡嘉敷村の入札参加制限を受けていない者であること。
    - ② 参加申込書の提出期日以前3ヶ月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実がない者。又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がない者であること。
    - ③ 会社更生法に基づき更正手続きの開始申し立て及び破産法に基づく破産手続き開始の申し立てをしている者でないこと。又は民事再生法に基づき再生手続きの開始申し立てをしている者でないこと。
    - ④ 直近営業年度の法人税、法人住民税を滞納していない者であること。

### 2. 意思の表明

応募者は、あらかじめ「企画提案参意思表明書」(様式1)を提出することとし、次の書類を添付すること。

- ・会社案内
- ・財務諸表（直近1年分）
- ・法人税、法人住民税、消費税及び地方消費税の納税証明書（直近1年分）
- ・事業実績のわかる書類

### 3. 応募に関する留意事項

- (1) 提案に必要な費用は、応募者の負担とする。

- (2) 応募者は、1つの提案しかできない。
- (3) 提案に際して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨は円に限る。
- (4) 提案書に虚偽の記載をした場合は、提案書を無効とする。
- (5) 提示した業務規模と大きくかけ離れているか、または提案内容に対して見積が不適切な場合は提案書を無効とする。
- (6) 提案書に記載した設計者及び工事監理者は原則として変更できない。ただし、病気、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合、又は提案書による協力企業等に同等以上の資格と経験を有する技術者をもって配置する場合、あらかじめ村の承諾を得れば、この限りではない。
- (7) 全般的な留意事項として、専門的な知識を持たない者でも理解できるように、極力専門用語を使用せず、平易な表現で記載すること。
- (8) 提案書は返却しない。なお、提案書は応募者に無断で使用しない。

以上